生乳検査精度管理委員会設置規程

平成 30 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 3 月 2 4 日最終改正

（目的）

第 1 条　この規程は、公益財団法人日本乳業技術協会（以下「乳技協」という）が生乳検査精度管理認証制度を推進するため、定款第 53 条に基づき設置した生乳検査精度管理委員会（以下「精度管理委員会」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第 2 条　精度管理委員会は、別に定める「生乳検査精度管理認証基準」を改正する場合に意見を述べるほか、生乳検査精度管理認証制度を推進するために必要な事項について担当するものとする。

（委員の構成及び任期）

第 3 条　精度管理委員会の委員は、酪農乳業を代表する者及び生乳検査の精度管理等に詳しい学識経験者とし、構成員は 10 名とする。

2. 精度管理委員会の委員は、乳技協理事長が任免する。

3. 精度管理委員会の委員の任期は 3 年とする。

（役員等）

第 4 条　精度管理委員会には、互選により委員長 1 名をおく。

2. 委員長は、議事をとり進める。

（事務局）

第 5 条　精度管理委員会の事務局は乳技協内におく。

（本規程の改廃）

第 6 条　本規程の改廃は、乳技協理事会の決議を経て行う。

2. 本規程に定めなき事項については、委員長の了承を経て乳技協が定める。